

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和元年度 白岡市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	13	アセトニトリル	1	10	790	15	790	0	0
1	53	エチルベンゼン	6	4	172,700	6	2,700	0	170,000
1	80	キシレン	9	1	676,150	3	4,600	0	671,550
1	88	六価クロム化合物	1	10	1,100	14	1,100	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	7	3	535,000	4	0	0	535,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	5	5	130,500	7	0	0	130,500
1	300	トルエン	9	1	1,942,000	1	566,000	0	1,376,000
1	392	ノルマル-ヘキサン	4	6	428,000	5	0	0	428,000
1	400	ベンゼン	4	6	81,000	8	0	0	81,000
1	438	メチルナフタレン	1	10	2,500	12	2,500	0	0
3	14	ジエタノールアミン	1	10	600	16	0	0	600
3	29	フタル酸ジメチル	1	10	2,000	13	0	0	2,000
3	33	ニーブトキシエタノール	1	10	5,000	11	0	0	5,000
3	35	メタノール	3	9	20,400	9	14,400	0	6,000
3	36	メチルイソブチルケトン	1	10	7,000	10	0	0	7,000
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	4	6	823,000	2	823,000	0	0
合計			—	—	4,827,740	—	1,415,090	0	3,412,650

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。